

本人確認書類の提出について (ご確認のお願い)

政府の保障事業（自賠法第72条第1項又は第2項）への損害填補請求時における本人確認書類は、自賠法施行規則第27条第1項第3号及び同条第2項第2号の規定により、「被害者の氏名及び住所」を証するに足りる書面の提出を義務づけているところであり、以下の資料をご提出ください。

本人確認書類とは、以下の①又は②のいずれかの書類をいいます。

本人確認書類①；填補請求書（請求を委任する場合は委任状）に押印する場合は、押印した印の印鑑登録証明書

本人確認書類②；マイナンバーカード（表面のみ）コピー、運転免許証コピー、住民票、戸籍の附票、健康保険証コピー、健康保険等の資格確認書コピー、在留カードコピー、各種障害者手帳コピー、児童扶養手当証書コピー、特別児童扶養手当受給証明書コピー、母子健康手帳コピー、戦傷病者手帳コピー、運転経歴証明書コピー、特別永住者証明書コピー

（本人確認書類②については2点）

（※）「コピー」と記載があるものを除き、必ず原本をご提出ください。

また、本人確認書類のうち、住所が裏面に記載されているものについては、裏面のコピーについてもご提出ください。

➤ 【被害者本人が請求する場合又は請求を委任する場合（被害者が亡くなった場合を除く）】
被害者の本人確認書類をご提出ください（委任請求の場合は委任状もご提出ください）

➤ 【被害者本人以外の方が請求する場合】

（1） 法定代理人（親権者、後見人）が請求する場合

- ・ 法定代理人であることを証明する資料として、親権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。
- ・ 後見人であることを確認できる書面（家裁審判書謄本、審判確定証明書、登記事項証明書）をご提出ください。
- ・ 請求する方の本人確認書類をご提出ください。

（2） 任意代理人（弁護士等）が請求する場合

- ・ 委任状をご提出ください。
- ・ 請求する方の本人確認書類をご提出ください。

（3） 相続人又は遺族慰謝料請求権者が請求する場合（被害者が亡くなった場合又は死亡による損害を請求する場合）

- ・ 請求する権利を証明する資料として、相続権を確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）、法定相続情報一覧図等）、遺族慰謝料請求権者であることを確認できる書面（戸籍謄本（全部事項証明書）等）をご提出ください。
- ・ 相続人又は遺族慰謝料請求権者の本人確認書類をご提出ください。